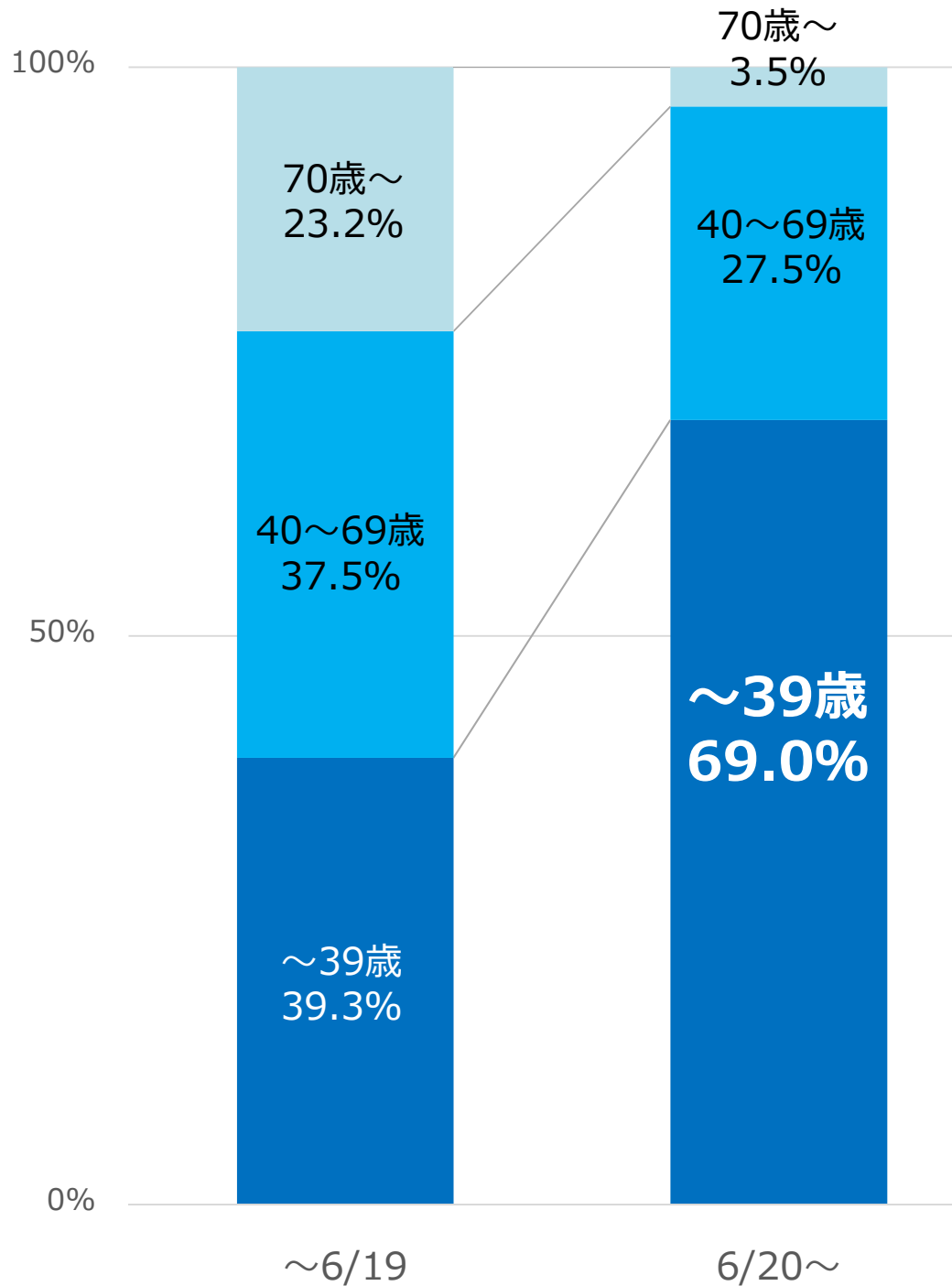
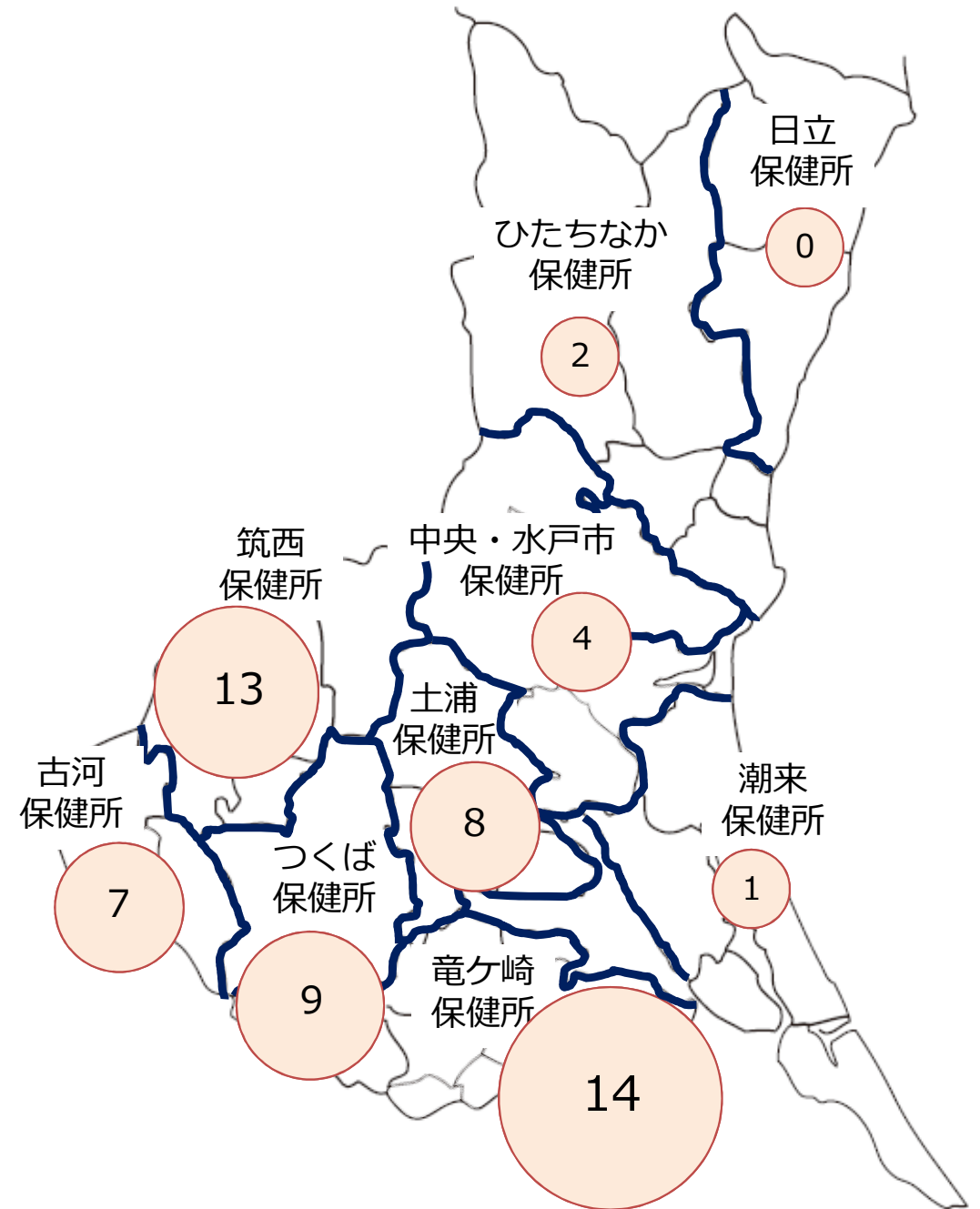


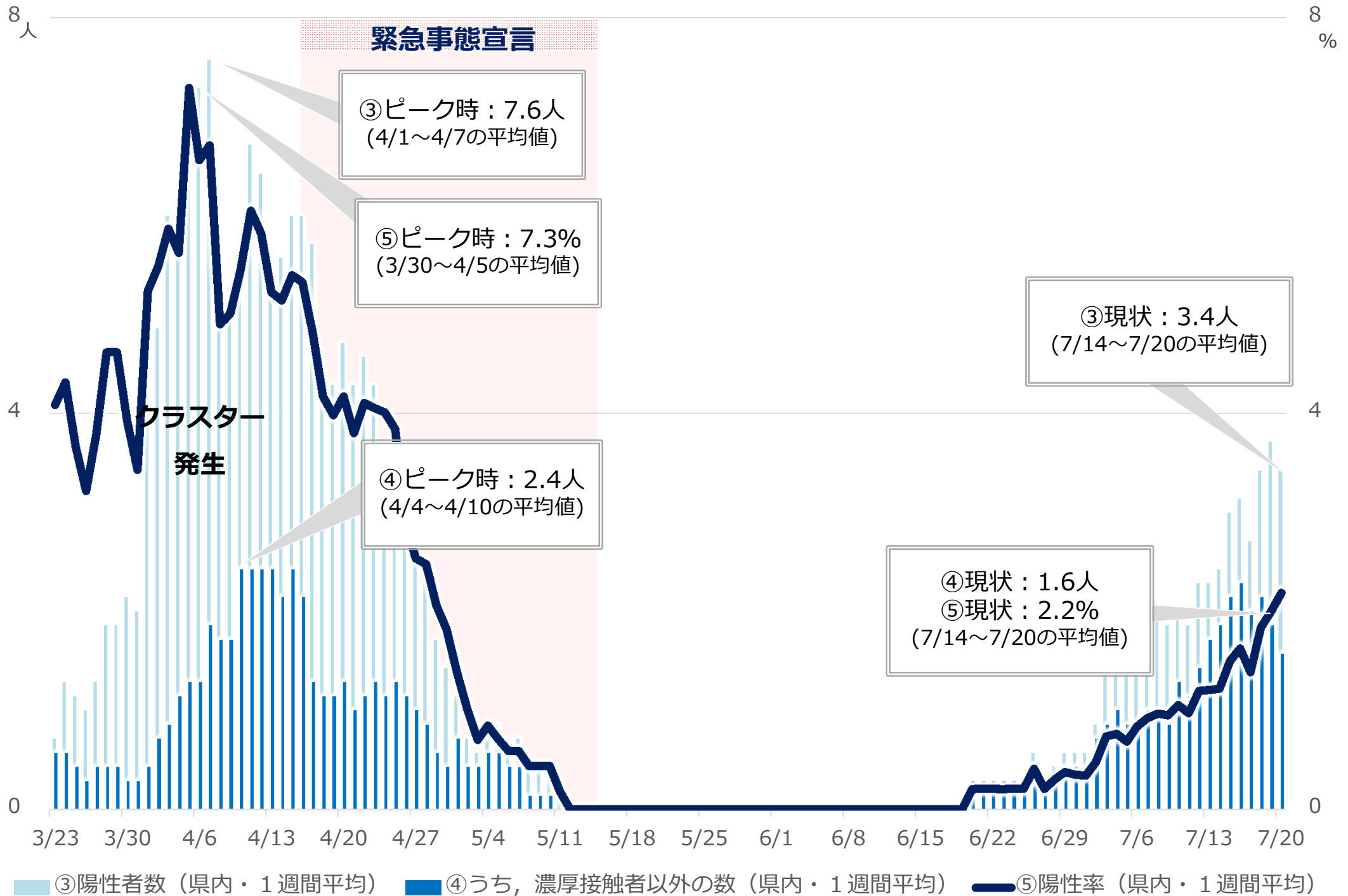
茨城県における現在の感染状況



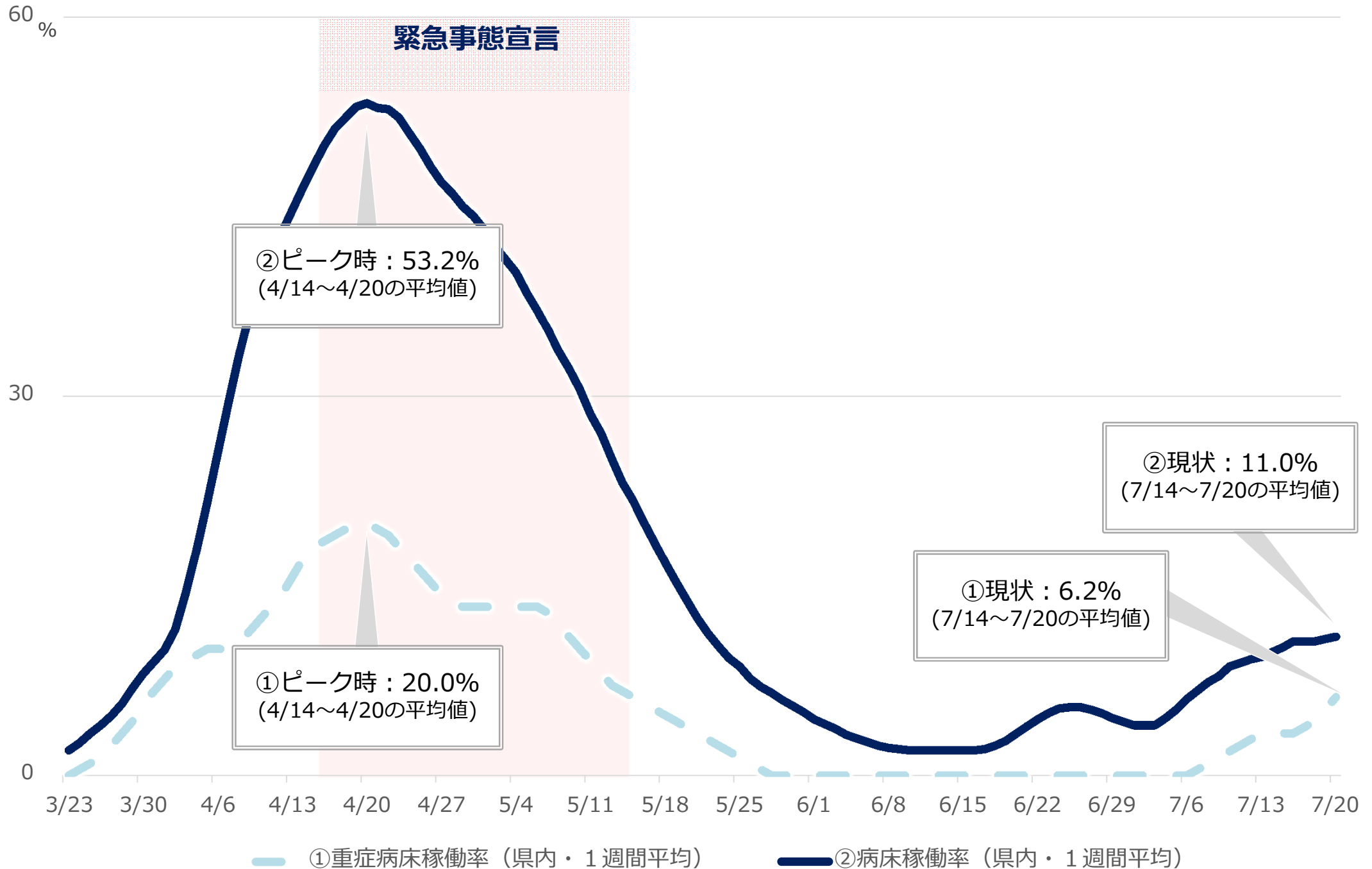
6/20以降陽性者：58名 (2020.7.20現在)



県内の感染状況（陽性者数・陽性率）

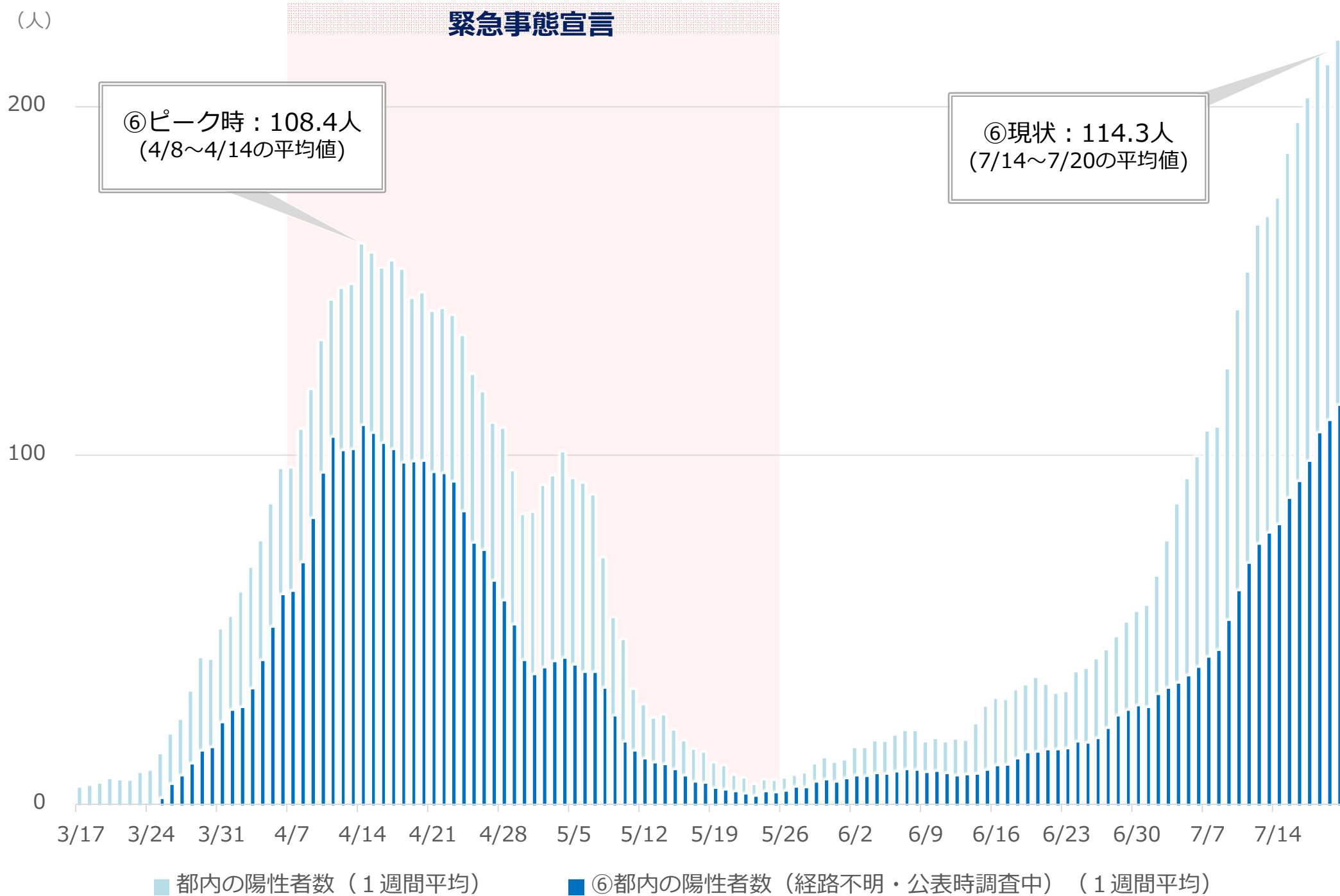


県内の医療提供体制（病床稼働率）



※6/17から、空港検疫で確認された陽性者による病床利用を算入している。

都内の感染状況（陽性者数）



緊急事態措置等の強化・緩和に関する判断指標（茨城版コロナNext）

(指標) ※いずれも、直近1週間の平均値		Stage4 感染爆発・医療 崩壊のリスクが 高い状態	Stage3 感染が拡大 している状態	Stage2 感染が概ね 抑制できて いる状態	Stage1 感染が抑制 できている状態	(現在の状況) 7/20時点 (7/14~7/20の平均値)
県内の 医療提供 体制	①重症病床稼働率	60%超	60%以下	30%以下	10%以下	6.2% ※Stage1に該当
	②病床稼働率	70%超	70%以下	45%以下	30%以下	11.0% ※Stage1に該当
県内の 感染状況	③1日当たりの 陽性者数	10人超	10人以下	5人以下	1人以下	3.4人 ※Stage2に該当
	④陽性者のうち、濃厚 接触者以外の数	5人超	5人以下	3人以下	1人以下	1.6人 ※Stage2に該当
	⑤陽性率	7%超	7%以下	3%以下	1%以下	2.2% ※Stage2に該当
都内の 感染状況	⑥1日当たりの 経路不明陽性者数	100人超	100人以下	50人以下	10人以下	114.3人 ※Stage4に該当

総合的に判断し **Stage2**

新たな患者推計値と県における体制整備

▶ 患者推計については、国から新たに示された新規陽性者数を活用した患者推計モデルに基づき、必要病床数が多い高齢者群中心モデルを選択して算出する。

⇒ ①基準日 + 1日目で協力要請, ②陽性率7%, ③濃厚接触者7人
 ※基準日：新規陽性者数が人口10万人当たり週2.5人(本県は74人)となる日

		Stage4
指標	新規陽性者数	70人/週 超 (ピーク時：355人/週)
最大値	全療養者数	670人
	うち、入院患者数	440人
	うち、重症者数	64人
	宿泊療養者数 (全療養者数-入院患者数)	230人
	検査件数	約1,100件

▶ ピーク時に向けた体制整備を加速, クラスタ発生による一時的な上振れにも対応

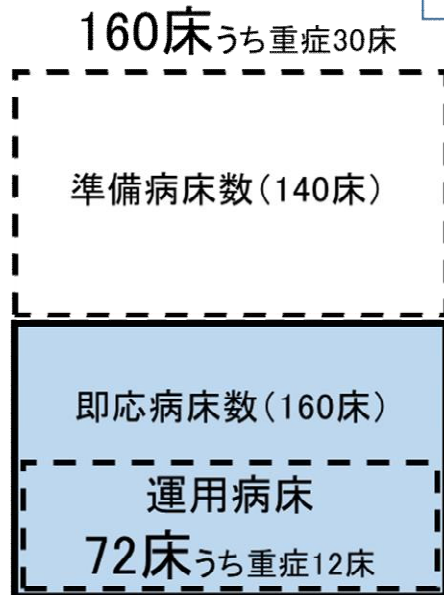
体制整備	ピーク時 〈計画・準備中〉
即応病床 (うち、重症病床)	約500床 (重症約70床)
宿泊療養施設	約300室
検査能力 (PCR検査・唾液検体, 抗原検査, 民間活用等)	約1,100件(/日)

ピーク時に備えた病床確保計画（案）

フェーズ1

即応病床数のうち一定数の病床（**基準病床**）を目安に次のフェーズの病床の準備を各病院に**要請**

※クラスター発生等、病床の不足が見込まれる場合は、基準病床前に速やかに病床を準備。



53床 (1/3) で準備要請

フェーズ2

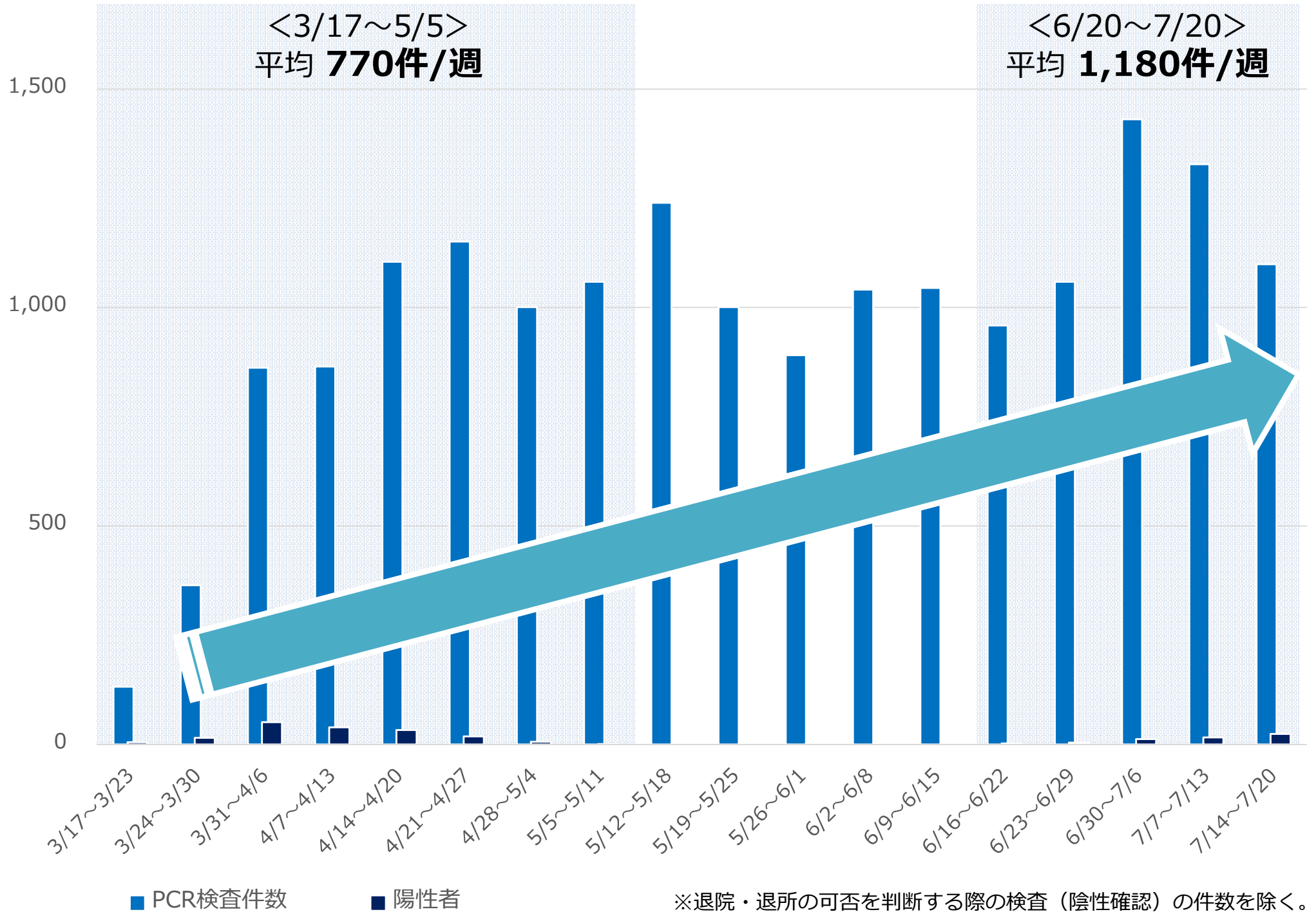


100床 (1/3) で準備要請

フェーズ3



県内におけるPCR検査の実施件数



退院基準・解除基準の改定 (6/12厚生労働省通知)

- ・有症状者に関する退院基準について、WHO（世界保健機関）の基準が短縮（14日→10日）されたことを踏まえ、有症状者の退院基準について期間の短縮（14日→10日）を行う。
- ・また、無症状病原体保有者の退院基準についても、無症状病原体保有者に関する新たな知見が明らかになったことを踏まえ、CDC（米国疾病予防管理センター）の基準も参考にし、時間の経過に基づく基準に加え、新たに、PCR検査による退院基準を設定することとする。

退院基準の改定

1. 有症状者^(注1)の場合

- ① 発症日^(注2)から**10日間経過し**、かつ、症状軽快^(注3)後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査^(注4)で陰性を確認できれば、退院可能とする。

2. 無症状病原体保有者の場合

- ① 検体採取日^(注5)から**10日間経過した場合**、退院可能とする。
- ② **検体採取日から6日間経過後**、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できれば、退院可能とする。

※ 10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

※ 退院基準・解除基準の改定時にすでに有症状者・無症状病原体保有者に該当している場合には、発症日等にさかのぼって新たな退院基準・解除基準を適用する。

【改定前の退院基準】

1. 有症状者の場合：
 - ①発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
 - ②発症日から10日間経過する前に症状軽快した場合、症状軽快後24時間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できれば退院可能とする。
2. 無症状者の場合：発症日から14日間経過した場合に、退院可能とする。

宿泊療養等の解除基準の改定

退院基準の改定案と同様とする。

【改定前の宿泊療養等の解除基準】

発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、解除可能とする。

注1 重症化リスクがない者等で、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、宿泊療養等で療養する。

注2 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

注3 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。注4 その他の核酸増幅法を含む。注5 陽性確定に係る検体採取日とする。

注6 退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

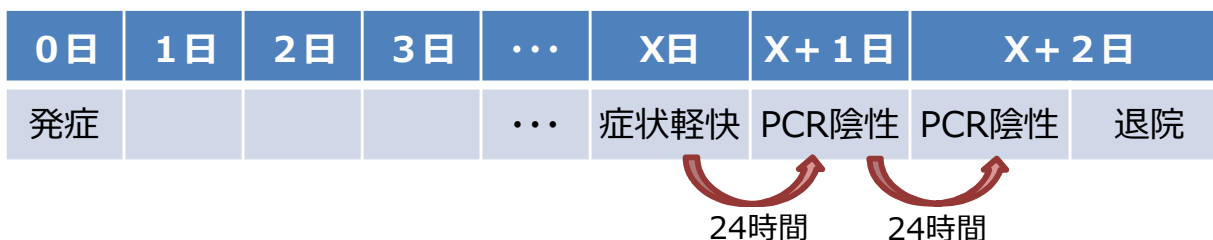
(参考) 期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能

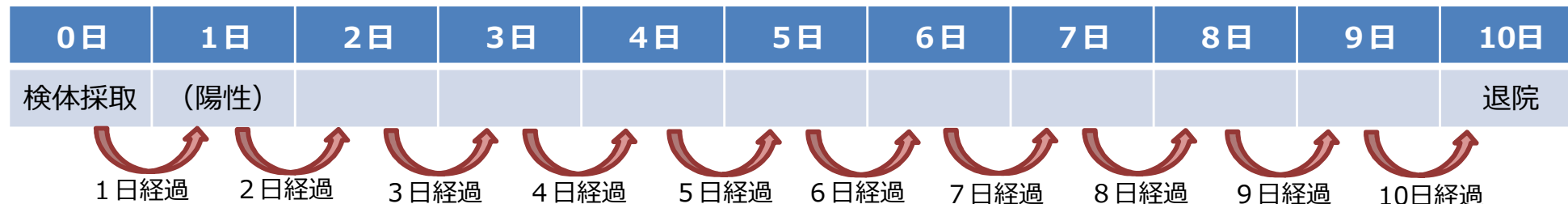


- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR検査で陰性を確認できれば、退院可能

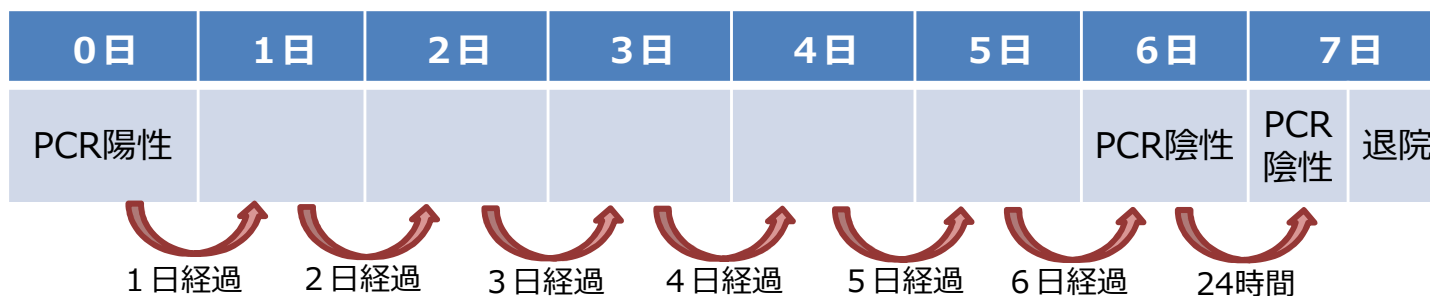


【無症状病原体保有者の場合】

- ① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR検査陰性を確認できれば、退院可能



無症状者に対する唾液採取による検査の推進

検査の対象者		PCR検査		抗原検査（定量）		抗原検査（簡易キット）	
		鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液
有症状者 （症状消失者 含む）	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○ （発症2日目 以降）	×
	発症から 10日目以降	○	×	○	×	△	×
無症状者		○	×	○	×	×	×